

資料 6

分野別審議資料
(NPO関連)

- 特定非営利活動法人(NPO法人)について ----- 1
- 認定NPO法人制度について ----- 3
- NPOバンクに係る貸金業法上の規制について ----- 5

(関連法令)

- ・ 特定非営利活動促進法(抄) ----- 7
- ・ 租税特別措置法(抄) ----- 10
- ・ 租税特別措置法施行令(抄) ----- 12
- ・ 貸金業法(抄) ----- 15
- ・ 貸金業法施行令(抄) ----- 18
- ・ 貸金業法施行規則(抄) ----- 18

特定非営利活動法人（NPO 法人）について

1 目的（特定非営利活動促進法第1条）

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する。

2 対象となる団体（同法第2条、第12条）

特定非営利活動法人（NPO 法人）の法人格を所得することが可能な団体は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす団体。

- ① 営利を目的としないものであること。
- ② 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1／3以下であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 10人以上の社員（社員総会で議決権を有する者）がいること。

3 特定非営利活動とは（同法第2条）

特定非営利活動とは、次の①及び②にあてはまる活動をいう。

① 法の別表に掲げる活動のいずれかに該当する活動

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となるものであること。

4 法人設立までの流れ（同法第7条、第9条、第10条～第13条）

① 法人設立の認証申請

特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しようとする者は、所轄庁（事務所が所在する都道府県知事。二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、内閣総理大臣）に、法に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

② 申請書の受理・公告、申請書類の縦覧

所轄庁は、申請書を受理後、その旨を公告し、定款等を2か月間縦覧する。

③ 審査、認証・不認証の決定通知

所轄庁は、申請書に基づき審査を行い、縦覧終了後2か月以内に認証又は不認証を決定し、通知する。

④ 設立登記

所轄庁の認証を受けた団体は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において設立登記を行うことで、特定非営利活動法人（NPO法人）として成立する。

5 法人格取得に伴う義務

① 法人の運営や活動についての情報公開

NPO法人は、毎事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿等の書類を所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置いて利害関係人に閲覧させなければならない。これらの書類は所轄庁においても一般に公開される。

② 納税

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された収益事業からの所得に対して課税される。地方税も、収益事業から生じた所得に対して課税され、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税される。

なお、特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法により、収益事業とみなされることがある。

③ 他の事業の区分経理

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で、他の事業（収益を目的とした事業や構成員の相互扶助のための共益的事業等）を行うことができる。

他の事業で収益が生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。また、他の事業と特定非営利活動に係る事業とを区分して経理しなければならない。

④ 法に沿った法人運営

NPO法に基づき、年1回の社員総会開催、役員変更・定款変更時の所轄庁への届出・認証申請、役員や毎事業年度終了後の資産の総額の登記変更などを行わなければならない。また、NPO法を含め、民法等他の法令の規定に従う必要がある。

認定NPO法人制度について

1 制度の目的

特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的として、税制上の特例措置を講ずるもの。

2 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）

3 税制上の特例措置

（1）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から5千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第41条の18の3）

※22年度税制改正により、差し引き額が5千円から2千円に引き下げられる予定。

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定NPO法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第66条の11の2第2項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第70条第1項、第10項）

（2）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定NPO法人の「みなし寄附金制度」

認定NPO法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の20%相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第66条の11の2第1項、法人税法第37条第5項）

4 認定の有効期間（特措法第66条の11の2第4項）

5年間

（制度発足当初は2年間だったが、20年4月以後の認定申請から5年に延長された）

5 認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）
NPO 法人のうち、次の（1）から（8）までの要件を満たすもの。

（1）パブリックサポートテスト（PST）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、	$\frac{\text{寄附金等収入金額}(\text{※2})}{\text{経常収入金額}(\text{※3})} \geq \frac{1}{5}$	（※4）
-----------------	--	------

※1 実績判定期間は、本則では過去 5 事業年度であるが、21 年 4 月以降、初回及び 2 回目の認定に限り、2 年とすることもできる。（23 年 3 月末までの特例措置）

※2 寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※3 経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※4 本則では 3 分の 1 であるが、20 年 4 月以降、5 分の 1 に緩和されている。（23 年 3 月末までの特例措置）
なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式による PST を選択することできる。

（2）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が 2 分の 1 未満であること。

（3）運営組織及び経理が適切であること。

- ①役員に占める役員の親族等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- ④不適正な経理を行っていないこと。

（4）事業活動の内容が適正であること。

- ①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- ②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- ③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80 % 以上であること。
- ④受け入れた寄附金の 70 % 以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（5）情報公開を適切に行っていること。

（6）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

（7）設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（8）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

6 認定までの流れ

（1）申請書の提出（特措法施行令第 39 条の 23 第 4 項、第 5 項）

認定を受けようとする NPO 法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（2）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第 66 条の 11 の 2 第 6 項、第 7 項）

国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（3）認定等の公示（特措法第 66 条の 11 の 2 第 8 項）

国税庁長官は、認定 NPO 法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

NPO銀行に係る貸金業法上の規制について

1 NPO銀行とは

いわゆる「NPO銀行」とは、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利銀行であり、貸金業の登録を受けているもの。

北海道内では、平成14年に設立された「北海道NPO銀行」が市民活動団体向けに融資を行っている。

2 貸金業法の改正

多重債務問題の解決と借り手が安心して利用できる貸金市場を目指し、貸金業規制法を大幅に改正し、「貸金業法」が平成18年12月20日に公布された。

【主な改正点】

(1) 貸金業の適正化

- ① 貸金業への参入条件の厳格化
 - ・貸金業登録に必要な純資産額の引き上げ
(法人500万円→2,000万円→5,000万円に段階的に引き上げ)
 - ・貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、資格取得者を営業所ごとに配置することを義務付け
- ② 行為規制の強化
 - ・夜間に加えて日中の執拗な取立行為の禁止など、取立規制の強化など
- ③ 業務改善命令の導入
 - ・登録取消や業務停止に加え、業務改善命令を導入

(2) 過剰貸付の抑制

- ① 指定信用情報機関制度の創設・導入
 - ・信用情報の管理や全件登録などを行う「信用情報機関」を指定する制度を導入。
 - ・貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務付け(個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務付け)
- ② 総量規制の導入
 - ・総借入残高が年収の3分の1を超える貸付など、返済能力を超えた貸付けを禁止。

(3) 金利体系の適正化、ヤミ金融対策の強化

- ① 上限金利の引き下げ
 - ・貸金業法上の「グレーゾーン金利」を廃止。出資法の上限金利を20%に引下げ。
- ② ヤミ金融に対する罰則の強化(懲役5年→10年)

【施行スケジュール】(段階的に施行)

- ① 本体施行～平成19年12月19日(公布から1年以内)
 - ・行為規制の強化、業務改善命令導入など
- ② 一部施行～平成21年6月18日(施行から2年6月以内)
 - ・純資産額の引き上げ(2,000万円)
 - ・貸金業務取扱主任者制度(資格試験の開始)
 - ・指定信用情報機関制度(指定の開始)

- ③ 完全施行～施行から2年6月以内（平成22年6月18日がリミット）
・純資産額の引き上げ（5,000万円）
・貸金業務取扱主任者の配置
・返済能力の調査義務付け（指定信用情報機関の利用）、総量規制の導入
・出資法の上限金利の引き下げなど

【見直し規定】

- ・貸金業制度のあり方について、施行から2年6月以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講すべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。

3 NPO銀行に係る貸金業法上の主な課題

一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して、低金利で融資を行う非営利・小規模であるNPO銀行について、貸金業法上の規制がそのまま適用されると、その設立・運営に大きな影響を与えることが懸念される。

- (1) 貸金業登録に必要な純資産額の引き上げ（法第6条第1項第14号、第3項）
 - ・貸金業登録に必要な純資産額が、従前の500万円以上から、2,000万円以上→5000万円以上と段階的に引き上げられ、小規模なNPO銀行の運営や新規設立が困難。
 - ・このため、国は、NPO銀行を念頭に、貸金業法施行規則（内閣府令）により、NPO法17分野や生活困窮者向け貸付けを主目的とした非営利法人による低金利融資については、当該規定の適用除外とした。（施行規則第5条の3第2号）
- (2) 貸金業取扱主任者の配置の義務化（法第12条の3第1項）
 - ・貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者（主任者登録を受けた者）を営業所ごとに配置することが義務付けされたが、当該資格は、NPO銀行にとっては過大な知識・能力を問うものであり、配置にあたって負担が大きい。
- (3) 指定信用情報機関の加入・利用の義務化（法第3章の2、第13条、第41条の35）
 - ・貸金業者が個人の借り手の総借入残高を把握し、借り手の返済能力を調査するため、「指定信用情報機関」への加入・利用が義務付けされたが、NPO銀行にとっては、登録や利用料金等の負担が大きく、借り手の個人情報が他の金融機関にわたることによる問題発生等の懸念がある。
- (4) 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと（施行規則第5条の4第1項第3号）
 - ・貸金業法の的確な遂行体制の審査において、役員に貸金業務経験3年以上の者を含むこととしており、NPO銀行の新規設立にあたっての障害となる。

※ 衆・参議院財務金融委員会における貸金業法改正の付帯決議（平成18年12月）において、NPO銀行を念頭に、必要な見直しを行うべきことが決議されている。

市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。

■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

　イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

　ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

　イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

　ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

　ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

ロ～ハ （略）

三～四 （略）

五 設立趣旨書

六 （略）

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当することであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

第三章 税法上の特例

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と（中略）する。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

別表 （第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八の三 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

- 2 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「」及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。
- 3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
- 4 前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過するまでの期間とする。
- 5 国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
- 6 国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
- 7 国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。

- 8 国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2～9 略

- 1.0 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。

■租税特別措置法施行令（昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 実績判定期間における経常収入金額（イに掲げる金額をいう。次項において同じ。）のうちに寄附金等収入金額（口に掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、口及びハに掲げる金額の合計額）をいう。次項において同じ。）の占める割合が三分の一以上であること。
 - イ 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下この条において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額
 - ロ 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニ及び第十三項第二号において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。第十三項第二号において同じ。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
 - ハ 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち口に掲げる金額に達するまでの金額
- 二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として財務省令で定める割合が百分の五十未満であること。
 - イ 会員又はこれに類するものとして財務省令で定める者（当該法人の運営又は業務の執行に關係しない者で財務省令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下この号及び第五号ニにおいて「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他財務省令で定めるものを除く。）
 - ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域として財務省令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるもの有する者その他その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で財務省令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- ハ～ニ 略
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
 - (1) 当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（(2) 及び次号口において「親族関係を有する者」という。）並びに当該役員と財務省令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と財務省令で定める特殊の関係のある者

口 その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ハ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として財務省令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 特定非営利活動促進法第二条第二項第二号 に規定する次に掲げる活動を行つていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条 に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対すること。

口 その役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と財務省令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして財務省令で定める要件を満たしていること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項 に規定する特定非営利活動をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の額の占める割合が百分の八十以上であること。

二 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

木～ヘ 略

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

イ 特定非営利活動促進法第二十八条第二項 に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等

口 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

ハ～木 略

六 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

七 当該法人の第四項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

八 法第六十六条の十一の二第三項 の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及び口、第五号並びに第六号に掲げる要件（当該法人に係る法第六十六条の十一の二第三項の認定が最初のものである場合は、第五号に掲げる要件を除く。）を満たしていること。

2 略

3 前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該終了の日以前五年内に事業年度の定めがない期間がある場合には、当該期間内の日を含む各年のうち最も古い年の一月一日）から当該終了の日までの期間をいう。

- 4 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地又は納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 その設立の年月日
 - 四 申請者が現に行つている事業の概要
 - 五 その他参考となるべき事項
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類（既に国税庁長官に提出しているもののうちその記載した事項に変更のないものを除く。）を添付しなければならない。
- 一 第三項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度又は各年の特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等
 - 二 特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する役員名簿等及び同条第二項に規定する定款等
 - 三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件を満たす旨を説明する書類
 - 四 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - 五 第一項第八号に規定する所轄庁から交付を受けた同号の証明書
- 6～12 略
- 13 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする小規模法人が、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第四項の申請書を提出した場合における第一項第一号に規定する割合の計算については、同号及び前項の規定にかかわらず、第三項に規定する実績判定期間（次項及び第十五項において「実績判定期間」という。）における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。
- 一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額
 - 二 受入寄附金総額から一者当たり基準限度超過額の合計額を控除した金額
 - 三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第一項第二号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額
- 14 略
- 15 前二項に規定する小規模法人とは、実績判定期間における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間における月数で除して計算した金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の合計額が三千円以上である寄附者（役員又は社員に該当する者を除く。）の数が五十人以上である法人をいう。
- 16～17 略

■貸金業法（昭和五十八年五月十三日法律第三十二号）

（目的）

第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
 - 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
 - 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うものの
 - 四 事業者がその従業者に対して行うもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの
- 2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。
- 3～16 略

第二章 貸金業者

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2～3 略

（登録の拒否）

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一～十二 略

十三 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者

十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）

十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千万円（※注）を下回つてはならない。
※注 完全施行の際は「五千万円」に変更
- 4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

（無登録営業等の禁止）

第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2～3 略

（貸金業務取扱主任者の設置）（※ 未施行）

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第二十条の二において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

- 2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

3～4 略

（返済能力の調査）（※ 未施行）

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

- 2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

3～5 略

第二章の二 貸金業務取扱主任者制度

（資格試験）

第二十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）を行わなければならない。

- 2 資格試験は、貸金業に関して、必要な知識について行う。

（貸金業務取扱主任者の登録）

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）を申請することができる。

- 2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を

受けようとするときは、この限りでない。

- 3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三章の二 指定信用情報機関

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。
一～七 略

(指定信用情報機関の業務)

第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

(業務規程の認可)

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）の締結に関する事項

- 二 信用情報の収集及び提供に関する事項

- 三～十 略

- 2 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼された場合には、当該資金需要者等に係るすべての信用情報を提供すること。

- 二 加入貸金業者から、その保有する個人信用情報について、資金需要者等ごとに当該資金需要者等に係るすべての個人信用情報の提供を受けること。

(個人信用情報の提供)

第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

- 一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの

- 二 契約年月日

- 三 貸付けの金額

- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。

■貸金業法施行令（昭和五十八年八月十日政令第百八十一号）

（貸金業者の最低純資産額）

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、二千万円とする。

■貸金業法施行規則（昭和五十八年八月十日大蔵省令第四十号）

（資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由）

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）。
- 二 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - イ 営利を目的としない法人であること。
 - ロ 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。）が五百万円以上であること。
 - ハ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。
 - ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。
 - (1) 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。
 - (2) 解散時の残余財産をハに規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

木 略

（登録の拒否の審査）

第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること（申請者が法人である場合に限る。）。
 - 二 常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。）。
 - 三 営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。
 - 四 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること。
- 2 前項第四号の社内規則は貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。